

弘前市内四大学図書館間の相互利用に関する申合せ

弘前大学附属図書館，弘前学院大学附属図書館，柴田学園大学附属図書館，弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館（以下「協定図書館」という。）は，学習及び教育研究活動の向上のため，図書館間の相互利用を一層円滑に推進することを目的とし，以下のとおり申し合わせる。

（利用者の範囲）

- 1 対象とする利用者は，それぞれの大学に在籍する学生及び教職員とする。

（入館利用）

- 2 入館利用は，次のとおりとする。
 - (1) 利用者は，在籍する大学が発行する学生証または職員証等の提示で，協定図書館に入館できる。
 - (2) 利用者は，利用する協定図書館の利用規則等に基づき，閲覧及び複写等のサービスを受けることができる。
 - (3) 利用者は，利用する協定図書館の利用規則等を遵守しなければならない。

（図書館間相互貸借）

- 3 図書館間相互貸借は，次のとおりとする。
 - (1) 必要と認められた場合には，協定図書館間で郵送等により所蔵資料を借り受けることができる。
 - (2) 相互貸借にかかる経費は借受館が負担するものとする。
 - (3) 貸出期間，貸出冊数は貸出館の定めによるものとする。
 - (4) 借受館は，借り受けた資料を紛失または汚損したときは，貸出館の定めるところにより弁償しなければならない。

（協議事項）

- 4 この申合せに定めるもののほか，必要な事項は別途協議し定める。

（有効期間）

- 5 この申合せの有効期間は，申合せの締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし，有効期間満了の1か月前までに協定図書館のいずれかからの解除・変更の申し出がない限り，更に1年間更新し，その後も同様とする。

(その他)

- 6 この申合せの締結に伴い、「弘前市内三大学図書館の相互協力に関する申合せ」(昭和63年10月20日締結)は廃止する。

この申合せ書は4通作成し、協定図書館長が各1通を保有する。

令和2年1月6日付けで締結した本申合せを改正するものである。

令和 3 年 4 月 1 日

弘前大学附属図書館長

今井 正浩

弘前学院大学附属図書館長

佐藤 和博

柴田学園大学附属図書館長

富田 雅弘

弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部

総合図書館長

木田 和幸